

令和 7 年 第 1 回

菊陽町議会 2 月臨時会会議録

令和 7 年 2 月 12 日

熊本県菊陽町議会

第1回菊陽町議会2月臨時会会議録

令和7年2月12日（水）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(令和7年第1回菊陽町議会2月臨時会)

令和7年2月12日

午 前 10 時 開議

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 町長提出報告第1号から議案第6号までを一括議題

日程第5 町長の提案理由の説明

日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（車両事故による損害賠償額の決定及び和解について）

日程第7 議案第1号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第2号 令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

日程第9 議案第3号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工））

日程第10 議案第4号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事）

日程第11 議案第5号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事）

日程第12 議案第6号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事）

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 鬼 塚 洋 議員

2 番 吉 村 恭 輔 議員

3 番 藤 本 昭 文 議員

4 番 馬 場 功 世 議員

5 番 廣 瀬 英 二 議員

6 番 矢 野 厚 子 議員

7 番 大久保 輝 議員

8 番 西 本 友 春 議員

9 番 佐々木 理美子 議員

10 番 中 岡 敏 博 議員

11 番 布 田 悟 議員

12 番 佐 藤 竜 巳 議員

13 番 甲 斐 榮 治 議員

14 番 岩 下 和 高 議員

15 番 上 田 茂 政 議員

16 番 小 林 久美子 議員

17 番 坂 本 秀 則 議員

18 番 福 島 知 雄 議員

3. 欠席議員

な し

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	内 藤 優 誠 さん
書 記	廣 田 沙 織 さん
書 記	牟 田 修 人 さん

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 本 孝 寿 さん	副 町 長	小 牧 裕 明 さん
教 育 長	二 殿 一 身 さん	総 務 部 長	板 楠 健 次 さん
住民生活部長	渡 辺 博 和 さん	健康福祉部長	梅 原 浩 司 さん
産業振興部長	山 川 和 徳 さん	都市整備部長	井 芹 渡 さん
総務課政策監	宗 像 雄 矢 さん	総 務 課 長	村 上 健 司 さん
総合政策課長	今 村 太 郎 さん	財 政 課 長	澤 田 一 臣 さん
環境生活課長	野 村 瑞 樹 さん	福 祉 課 長	井 上 智香子 さん
都市計画課長	阿久津 友 宏 さん	施設整備課長	荒 牧 栄 治 さん
総務課総務法制係長	高 山 智 裕 さん	教 育 部 長	矢 野 博 則 さん
教 育 審 議 員	吉 永 公 紀 さん	スポーツ振興課長	鍋 島 二 郎 さん

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

開会 午前 9 時 56 分

○議長（福島知雄議員） ただいまから令和 7 年第 1 回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（福島知雄議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、12 番佐藤竜巳議員、13 番甲斐榮治議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 会期の決定について

○議長（福島知雄議員） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日 1 日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間とすることに決定しました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 3 諸般の報告

○議長（福島知雄議員） 日程第 3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 4 町長提出報告第 1 号から議案第 6 号までを一括議題

○議長（福島知雄議員） 日程第 4、町長提出報告第 1 号から議案第 6 号までの 7 件を一括して議題とします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 5 町長の提案理由の説明

○議長（福島知雄議員） 日程第 5、ただいま議題としました議案に対する町長の提案理由の説明を求めます。

吉本町長。

○町長（吉本孝寿さん） 皆様おはようございます。

議員各位におかれましては、令和 7 年第 1 回菊陽町議会臨時会をお願いをいたしましたところ、大変御多用の中に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。急を要する案件が生じたので、本日、臨時会をお願いしたところでございます。

それでは、提案しております7件の付議事件について提案理由を申し上げます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。

内容は、車両事故に係る損害賠償請求事件に関しまして、その損害賠償の額を定め、和解することについて令和7年1月14日に専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第1号は、菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

菊陽杉並木公園を含む都市公園において指定管理者制度の導入を可能とする規定の整備を、また本年4月開設のテニス場、令和8年4月開設予定のアーバンスポーツ施設等の供用日、供用時間、使用料を定めるために条例改正が必要でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に1億3,999万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を253億6,706万8,000円と定めるものであります。

議案第3号は、菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）の請負契約の締結についてであります。

内容は、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点として、菊陽杉並木公園を北側に約6.3ヘクタール拡張をし、アーバンスポーツ施設及びグラウンドを整備するもので、本件は西日本最大級となるアーバンスポーツ施設の整備について設計から施工までを一括で整備するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号は、菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事の請負契約の締結についてであります。

本件は、議案第3号と併せて、グラウンドの防球ネット、照明塔などを整備するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号は、菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事の請負契約の締結についてであります。本件も、議案第3号と併せて、グラウンドのクレイ系舗装などを整備するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第6号は、菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事の請負契約の締結についてであります。本件も、議案第3号と併せて、駐車場及び園路の舗装などを整備するものでございます。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の要旨のみについて申し上げましたが、詳細につきましては議案審議の際に御説

明いたしますので、御承認いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（福島知雄議員） 提案理由の説明を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について（車両事故による損害賠償額の決定及び和解について）

○議長（福島知雄議員） 日程第 6、報告第 1 号専決処分の報告について（車両事故による損害賠償額の決定及び和解について）を議題とします。

環境生活課長、説明を求めます。

○環境生活課長（野村瑞樹さん） 報告第 1 号専決処分の報告について御説明いたします。

本件は、職員による公務中の交通事故発生に伴い、相手方と示談を進めた結果、損害賠償額が100万円以下でありましたので、令和 7 年 1 月14日に専決処分したものであり、地方自治法第180条第 2 項の規定により議会に報告するものでございます。

内容について説明します。1 枚おめくりいただき、専決処分書を御覧ください。

専決第 1 号。専決処分書。専決処分日は令和 7 年 1 月14日です。

1、事故発生日時、令和 6 年 9 月24日火曜日午前 9 時頃。

2、事故発生場所、記載のとおりでございます。

3、相手方住所、氏名については記載のとおりでございます。

4、事故の概要ですが、交差点での接触事故によるもので、相手方が直進している公用車に気づかず、そのまま交差点に右側から進入してきたため、接触したものです。幸い、職員、相手方ともけがはありませんでした。

5、損害賠償の額は 1 万2,111円でございます。なお、この額を支払うことにより、双方は本件に関し、今後一切の請求、異議の申立ては行わないというのが和解の内容でございます。

参考資料には、事故発生場所の位置図と写真をつけております。

今後、安全運転に常に心がけるよう職員の指導監督を行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これで報告第 1 号専決処分の報告について（車両事故による損害賠償額の決定及び和解について）の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 7 議案第 1 号 菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（福島知雄議員） 日程第7、議案第1号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

都市計画課長、説明を求めます。

○都市計画課長（阿久津友宏さん） 議案第1号菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

まず、提案理由です。現行の都市公園条例は指定管理者に関する規定がなく、今後、都市公園に指定管理者制度を導入するに当たっては関係規定の整備が必要となります。また、テニスコート、アーバンスポーツ施設など有料公園施設を開設するに当たり、供用日、供用時間、使用料を定めるために条例の一部を改正する必要があることから、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものです。

それでは、改正内容について御説明します。

最初に、改正の概要を御説明させていただきますと、今回の菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例は、大別すると、施行期日ごとに第1条と第2条に分けて規定しています。第1条は、令和7年4月1日を施行期日とするもので、菊陽杉並木公園のテニスコートの新設に伴う規定の整備と、都市公園に指定管理者制度の導入を可能とするための規定の整備が主な内容です。次に、第2条は、令和8年4月1日を施行期日とするもので、菊陽杉並木公園にアーバンスポーツパーク、多目的グラウンドを位置づけるものです。

ここからは、新旧対照表により御説明させていただきます。新旧対照表も第1条関係と第2条関係に分かれているため、順を追って御説明させていただきます。

お手元の議案の参考資料のところですが、新旧対照表の1ページを御覧ください。右肩に第1条関係とあります。表の左側が現行、右側が改正後（案）です。

まず、第2条、行為の制限の第1項において、第5号、広告物を表示することを追加しています。これは、イベント時などにおいて都市公園内での広告物の表示を可能とするために、規定を整理するものです。

続いて、第5条の2第1項、有料公園施設において、テニスコートを追加しています。あわせて、次の2ページになりますが、第3項の表において、テニスコートの供用日、供用時間を定めています。

次に、3ページを御覧ください。ここからが、指定管理者制度の導入を可能とするための関係規定になります。

まず、第17条の2、指定管理者による管理ですが、指定管理者に都市公園を管理させることができる根拠となる条文となります。

次に、4ページを御覧ください。第17条の3、指定管理者の業務ですが、指定管理者に行わせる業務の範囲を定めています。第1号には都市公園の維持管理及び修繕に関する業務を、第2号には都市公園の効用を高めるための業務を掲げています。また、第3号以降は、指定管理者に委任する法令に基づく許可等の範囲を定めております。

続いて、下から4行の第17条の4、利用料金に関する規定です。指定管理者制度において利用料金制と呼ばれるものですが、都市公園の管理を指定管理者に行わせる際に利用料金を直接収受できるようにするものです。また、次の5ページですが、第2項は、町長の承認により、一定の幅を持った利用料金の設定を可能とする規定になります。

次に、5ページ中段からの第17条の5、原状回復義務、第17条の6、秘密保持義務も、指定管理を実施する際に必要な規定であり、追加するものです。

次に、6ページから8ページにかけて、別表第2、別表第3及び別表第4で各使用料を規定しています。施設使用料の金額については、令和5年10月に施設がオープンしている総合体育館の料金設定の考え方を踏襲し、施設の種類や近隣自治体とのバランスも考慮して設定しております。これは、後ほど御説明させていただきますアーバンスポーツパーク、多目的グラウンドの使用料についても同様です。

次に、第2条関係について御説明させていただきます。ページは9ページからです。

まず、9ページの第5条の2、有料公園施設、第1項で、多目的グラウンドとアーバンスポーツパークを有料公園施設に位置づけています。

続いて、10ページになりますが、第3項の表において、多目的グラウンド及びアーバンスポーツパークの供用日、供用時間を定めております。また、供用時間については、菊陽杉並木公園を一体的に管理運営すること念頭に、供用開始時間を午前9時からに統一し、加えてスポーツ広場の供用時間を上半期と下半期に細分化し、上半期の供用終了時間を午後7時までに拡大することで利用者の利便性を向上させております。なお、これまでの運用と同様に、必要性が認められるものについては一部、供用開始時間を前倒ししたり、終了時間を遅らせたりするなど、柔軟に対応してまいります。

次に、11ページから13ページにかけて各使用料を規定しています。11ページでは多目的グラウンドの使用料を規定しています。12ページのアーバンスポーツパークについては、施設の性質上、町内外を問わず九州一円からの利用を見込んでおり、そのため、町内、町外料金の設定は行いません。また、料金設定については、個人使用料とパーク内の施設ごとの占用使用料を組み合わせることとしております。

最後に、議案に戻っていただいて議案の最後のページのところになりますが、こちらが今回の改正の改正附則になります。

まず、附則第1項、施行期日です。第1条の規定の施行期日が令和7年4月1日、第2条の規定の施行期日が令和8年4月1日としており、2段階での施行となります。

次に、附則第2項と附則第3項ですが、これらが準備行為についての規定です。

まず、附則第2項ですが、こちらは施設オープン前から予約の受付を開始する必要がある関係で、令和7年4月1日、令和8年4月1日より前に、準備行為として使用許可申請の手続に関する行為、いわゆる予約の受付が行えるようにするものです。

次に、附則第3項ですが、こちらはアーバンスポーツパークや多目的グラウンドの開設予定

の令和8年4月1日より前に、指定管理者の候補者の選定など指定管理の指定の手続を行えるようにするものです。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林議員。

○16番（小林久美子議員） 議長、座ったままでよろしいですか。

○議長（福島知雄議員） はい、許可します。

○16番（小林久美子議員） 議案第1号の菊陽町都市公園条例の一部を改正する条例の改正について、反対の立場で討論します。

私は、アーバンスポーツ施設のそもそも建設については基盤整備済みの農地を開発するという事で今までも反対してきましたし、また今、TSMCの進出に伴って交通渋滞等、もっと対応をそちらのほうを急がないといけないのではないかという立場で、アーバンスポーツ施設の整備をするというのに反対をするものです。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第2号 令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（福島知雄議員） 日程第8、議案第2号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

財政課長、説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） 議案第2号令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

令和6年度一般会計予算において、歳入及び歳出予算に補正すべき事案が発生したため、お願いするものです。

内容につきましては主なものについて御説明申し上げ、詳細につきましては御質問に応じ、お答えしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただき、1ページをお開きください。令和6年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で歳入歳出予算の総額に1億3,999万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ253億6,706万8,000円と定めるものです。

次に、第2条で繰越明許費の補正を計上しているところです。

4ページをお開きください。第2表の繰越明許費補正は、1の追加で、1件の事業について翌年度にかけて支給するため、追加するものです。

8ページをお開きください。2の歳入について御説明いたします。

款の17国庫支出金、項の2国庫補助金、目の1総務費国庫補助金、節区分の8物価高騰対策事業費補助金、説明欄の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、事業費により1億3,999万3,000円増額しています。

次からは3の歳出になります。補正額の大きいものについて御説明いたします。

9ページを御覧ください。款の3民生費、項の1社会福祉費、目の14物価高騰対策事業費、節区分の19扶助費、説明欄の住民税非課税世帯給付金は、世帯全員が住民税非課税の世帯に対して1世帯当たり3万円を給付するもので1億1,400万円、住民税非課税世帯給付金・こども加算は、18歳以下の児童に対して1人当たり2万円を加算するもので1,270万円、それぞれ計上しています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第3号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工））

○議長（福島知雄議員） 日程第9、議案第3号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工））を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） おはようございます。

それでは、議案第3号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）。

2、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル方式）。

3、契約金額、12億7,683万9,039円。契約金額のうち、工事請負金額は12億255万9,119円でございます。

4、契約の相手方、東京都中央区銀座7丁目4番17号、L・T・D共同企業体、代表者、株式会社電通ライブ代表取締役社長執行役員高木正彦でございます。

契約の内容は以上でございますが、2番目の契約方法及び4番目の契約の相手方について補足して御説明いたします。

まずは、2番目の契約方法について御説明いたします。

アーバンスポーツ施設は全国的に整備事例が少ないこともあり、豊かな経験や確かな技術力を有し、町の意向を十分に確認した上で設計、施工を行うことができる最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施し、町が求めた施設整備の水準を満たす事業者からの提案を求め、審査及び評価の結果、受注候補者として選定したL・T・D共同企業体を相手方とし、随意契約により仮契約を締結しております。

次に、4番目の契約の相手方について御説明いたします。

共同企業体の構成は、代表者として株式会社電通ライブ、構成員として町内企業である株式会社東築建設と株式会社電通九州の3者で構成する共同企業体となっております。

次に、整備の内容を御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張整備事業（スポーツ施設整備）は、誰もが住みやすい豊かなまちづくりのための憩いの場として、また新たな観光、にぎわいの拠点としてアーバンスポーツ施設及びグラウンドの整備を行うもので、本件はアーバンスポーツエリア及び管理棟の設計から施工までを一括して整備を行うものでございます。

参考資料の次の１ページの図面を御覧ください。図面は、菊陽杉並木公園全体区域図になります。図面上部が北側、図面右側が東側になり、右下に記載しております凡例のとおり、赤色着色箇所が整備箇所になります。本契約の主な業務内容は、アーバンスポーツエリア及び管理棟の実施設計業務、施設整備工事及び工事監理業務になります。

次の２ページの図面を御覧ください。図面は、本件の公募型プロポーザルに共同企業体より提出された技術提案書による完成イメージ図になります。イメージ図は、アーバンスポーツ施設を北東方向より、南西方向の総合体育館側を望んでおります。町が公募により求めた施設整備の水準概要は、図面右下に記載しております。また、図面に番号表示を行い、引き出し線により整備エリアなどを示しております。施設の全体整備面積は、約１万5,000平方メートルで計画しております。

エリアの南西側には、オリンピック種目である①スケートボードのパークエリア約1,000平方メートル、南東側に②スケートボードのストリートエリア約1,600平方メートルの常設コースを整備し、パークエリア及びストリートエリアの周囲には、大会やイベント開催時に仮設の観覧席スペースや運営に必要な設備機器などを配置できるスペースを確保する計画としております。②ストリートエリアの北側に、オリンピック種目の３人制バスケットボール競技である③スリー・エックス・スリーコート２面。エリアの北西側には、仮設工作物などを設置することで様々な種目に利用でき、さらに芝生エリアを取り入れることでより柔軟に利用できる④多目的エリア、おおむね中央に、初心者や中級者が利用する大屋根広場を含む⑤フラットエリア、この２つのエリアを合わせて約4,000平方メートル。エリアの北東側には、施設利用者の休憩所及びグラウンド利用者が使用するトイレを含む管理棟、鉄骨造、平家建て１棟、建築面積約517平方メートル。管理棟には屋上に展望デッキを設けることで、エリア全体を見渡すことができるように計画しております。その他、⑦外周フェンス約460メートル、⑧設備工事一式などの整備を計画しております。

施設内のエリア配置計画につきましては、今後進める実施設計や工事施工により大きく変わる可能性もございますので、施設全体の完成イメージとして御覧ください。

工期につきましては令和７年３月31日までとしておりますが、来年度にまたがり、令和８年３月中旬の完成を想定しております。受注者と協議した上で工期延長の変更契約を行い、整備の進捗を図りたいと考えております。また、受注者に対して、下請業者の選定や建設資材の購入に当たって町内業者を優先的に選定するよう要請してまいります。

全国大会や世界大会の誘致が可能な西日本最大級となるアーバンスポーツ施設の整備であり、令和８年４月の開業に向け、事故がないように十分に安全管理を行いながら早期完成を目

指して進めてまいります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽杉並木公園アーバンスポーツ施設等整備工事（設計・施工）の審査結果等について説明いたします。

参考資料の最後のページ、公募型プロポーザル概要をお開きください。

本件につきましては、全国大会や世界大会が誘致可能な西日本最大級のアーバンスポーツ施設を整備するとともに、町のスポーツ及びにぎわいの拠点とする計画であり、高度で専門的な技術力と創造性が求められる業務であるため、企画、提案内容から受注候補者を選定する公募型プロポーザル方式を採用し、令和6年12月13日に公告しております。

初めに、総括事項ですが、件名、場所については御覧のとおりですが、発注方式については、全国大会や世界大会が誘致可能な施設として整備するため、設計から施工までを一体的に進めることによりアーバンスポーツ施設の品質が確保できるとともに工期の短縮も図れることから、設計・施工一括発注方式としております。税込みの提案上限額は12億7,700万円、税込みの契約額は12億7,683万9,039円となっております。

続いて、公告等の概要ですが、参加資格については、(1)設計者及び工事監理者が一級建築士事務所の登録を受けていること、平成25年度以降にスケートボード施設の基本設計または実施設計の実績を有する者であることとしております。(2)の施工者が特定建設業（建築工事業）の許可を受けていることとしております。

次に、審査・評価方法ですが、(1)評価項目が業務の執行体制、事業者の実績、そして提案内容になりますが、主なものは、アーバンスポーツの全国大会や世界大会誘致が実現可能な提案か、町内に本店を有する事業者の活用が図られているかなどになります。次に、(2)評価点は、選定委員の平均が60点に満たない場合は受注候補者として選定しないとしました。

その結果、1 共同企業体から提案がありました。プレゼンテーション及びヒアリングについては1月28日に実施し、同日、審査を行った結果、評価点が基準を上回る結果となりましたので、L・T・D共同企業体を受注候補者として決定しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

鬼塚議員。

○1番（鬼塚 洋議員） 金額が約13億円弱ということなんですけれども、大体どこら辺にお金がかかっているのか、内訳を簡単でいいので説明していただけないでしょうか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） まず、契約金額ですけれども、契約金額のほうは12億7,683万

9,039円と。そのうち工事請負金額が12億255万9,119円でございます。その差額分につきましては、設計監理費用という部分になります。12億円の内訳ですけれども、約7億2,000万円がスケートボードの常設するストリートとパークの工事金額という形で、その他が他の部分になります。あと、約1億円が管理棟の建築の工事費用というふうな内訳になっております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

西本議員。

○8番（西本友春議員） 1点だけお聞きしたいのですが、プロポーザルで1社しかこなかったということで、こういう金額にもなってるんですが、もともとこういう建設をしてる業者が少ないという事前の説明もございましたが、プロポーザルするについては何社ぐらいが来るのかなという想定があったのかどうかを教えてくださいいいですか。

○議長（福島知雄議員） 財政課長。

○財政課長（澤田一臣さん） こちらは、公告して何社ほど来るかというのは正直なところ分からないところではございますが、ただ条件からいきますと数社来ればいいほうかなというふうに考えておりました。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

佐々木議員。

○9番（佐々木理美子議員） まずは、提案者が1社ということですが、施工会社についてですが、この施工会社が、全国いろいろアーバンスポーツありますが、どういうところに関与してるか教えていただきたいと思います。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

まず、代表構成員であります電通ライブですけれども、実績としましては、バスケットボールのワールドカップ2023の構築委託業務、第20回アジア競技大会のアーバンスポーツ施設等の検討業務、あと世界女子ハンドボール選手権とかその辺、たくさんの世界大会等に、あと施工の実績としましては世界水泳選手権福岡大会等の設計施工業務とか、その辺のほうの実績もございます。あと、東築建設ですけれども、昨年、令和5年4月完成しました総合体育館含め、町の工事のほうの実績もたくさんある会社でございます。それと、電通九州ですけれども、電通九州はアーバンスポーツ関係のイベント等の業務等のほうの実績のほうがございます。一応、そういうところでございます。

○議長（福島知雄議員） 都市整備部長、補足説明ありましたら。

政策監。

○総務課政策監（宗像雄矢さん） すいません、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、JVの企業さんの実績でいきますと、今、施設整備課長が申し上げましたとおり、電

通ライブでいきますと世界大会の会場の設計あたりに携わってらっしゃる実績もございます。
それとあと、構成団体の電通九州さんでいきますと、いろんなアーバンスポーツの大規模な大会の運営とか開催の実績あたりがあられるというところで、参加企業のところは評価をさせていただきます。

今回、一番大きく評価をさせていただいた点でございますが、まさに今回、アーバンスポーツ施設は西日本最大級ということで、全国大会、世界大会を目指していきたいと考えてるところでございます。それで、12月議会のほうでも世界大会誘致のための施設にしたいというところで補正予算のほうを御承認をいただいたところでございます。今回、参加企業さん方の評価も先ほど申し上げたとおりだったんですが、一番評価した点というのが、なぜ世界大会や国内大会を誘致可能だというふうに、根拠がどこにあるのかというところを評価項目として我々見させていただいたところでございます。その点、今回御提案があったところが、本当に東京五輪とかパリ五輪での設計、施工をやられてるような、アーバンスポーツの設計、施工をやられてるようなところときちんと連携をして今回菊陽町でアーバンスポーツ施設を整備したいというようなことを根拠として上げてられました。そういったところを一番高く評価させていただいて、この提案を採点をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） ただいまの説明、もう少し補足させていただきますと、まさに今回、オリンピック仕様の、要するに日本大会、世界大会が誘致できる施設を整備するということで、そこに携わる企業というのがカリフォルニアスケートパーク社というところでございます。そこと連携して今回取り込める共同企業体ということで提案があったことから、この共同企業体というものを選定したものでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第4号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第10、議案第4号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 議案第4号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

- 1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、2億9,205万円。
- 4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、株式会社アスク工業、代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

本工事は、グラウンドの周囲に整備する一部の防球ネットの柱及び照明塔の柱の高さが地上15メートルを超えるために、建築基準法による規定の準用を受け、確認申請（工作物）を必要とする建築工事及び電気設備工事でございます。

参考資料の次の2ページの図面を御覧ください。図面は、本工事の計画平面図になります。図面上部が北側、図面右側が東側になり、着色箇所が工事箇所になります。主な工事概要は、図面右上に記載しております。また、図面に番号表示を行い、引き出し線により工事箇所を示しております。

①防球ネット・柵工、防球ネット（コンクリート柱60本、高さ10から18メートル）延長550メートル、うちカーテン式ネット2か所（有効高さ4メートル）延長18.6メートル、ネットフェンス（高さ2メートル）延長518メートル、両開き門扉（幅2メートル、高さ2メートル）5か所。②附帯施設整備工、バックネット野球用（幅20メートル、高さ10メートル）1基、バックネットソフトボール用（幅16メートル、高さ5メートル）1基、ダッグアウト（幅6メートル、奥行き2.2メートル、高さ約2.2メートル）8基、ファウルポール（直径75ミリ、高さ7メートル）4基、スコアボード（幅約2.6メートル、高さ約2メートル）2基、散水栓12か所、水飲み場4か所、物置4基。③照明塔整備工、照明柱（コンクリート柱、高さ18メートル投光器6台）ソフトボール用4基、照明柱（コンクリート柱、高さ18メートル投光器8

台) 野球用 4 基、照明制御盤 (プレーイングタイマー) 1 面などの整備を行う工事でございます。

図面上部に赤文字で示しておりますグラウンド北側の町道沿いに設置する①防球ネット A (高さ18メートル) 延長120メートル及び図面左側に赤文字で示しております南北を走る幅員14メートルの園路沿いに設置する①防球ネット B (高さ14.9から10メートル) 延長155メートルの展開図につきましては、次の 3 ページで御説明いたします。次の 3 ページの図面を御覧ください。

上段の防球ネット展開図 A を御覧ください。図面左側が西側になり、グラウンド北側の町道沿いに設置する防球ネットになります。防球ネット及びコンクリート柱、ネットフェンスの高さ、設置間隔につきましては、図面に記載のとおりで計画しております。コンクリート柱の安定を図るため、基礎構造は鋼管ぐい、くい径700ミリ、くい長9.5メートルを施工し、コンクリート柱と勘合し、接合する計画です。

上段右側の取付け詳細図を御覧ください。防球ネットの下部に設置するネットフェンスと防球ネットの取付け詳細になります。

下段の防球ネット展開図 B を御覧ください。図面左側が北側になり、南北を走る幅員14メートルの園路沿いに設置する防球ネットになります。図面に赤文字で示しておりますカーテン式ネットは、記載のと通りの有効幅員及び有効高さとして計画しており、グラウンドの維持管理時に車両乗り入れとして使用する計画です。

次の 4 ページの図面を御覧ください。図面は、防球ネット柱基礎詳細図になります。

左側上段の防球ネット柱、高さ10メートルを御覧ください。左側が断面図、右側が平面図になります。赤色で記載のとおり、根入れを確保し、柱の支持力を補うために根かせブロックを設置する計画です。

左側下段の防球ネット柱、高さ14.9メートルを御覧ください。赤色で記載のとおり、根入れを確保し、根巻きコンクリートを施工することで柱の支持力向上を図る計画です。

右側の防球ネット柱、高さ18メートルを御覧ください。赤色で記載のとおり、鋼管ぐいを施工し、鋼管ぐい内部をセメントミルク及びコンクリートで中詰めした上でコンクリート柱を勘合し、さらに根巻きコンクリートを施工することで柱の支持力向上を図る計画です。

次の 5 ページの図面を御覧ください。右側の平面図は、照明塔の全体配置図になります。図面に赤枠囲みで番号表示している箇所が照明塔の設置箇所、全体で 8 基になります。

図面中央を御覧ください。照明塔の姿図になります。照明塔コンクリート柱の高さ、投光器の設置間隔につきましては、図面に記載のとおりで計画しております。投光器の設置台数は、野球場が 8 台、ソフトボール場が 6 台で計画しており、J I S による競技区分、学校体育またはレクリエーション活動に必要な平均照度及び均斉度を確保するとともに、環境省の光害対策ガイドラインに基づき、農作物への影響に配慮した計画としております。照明塔の基礎構造は、さきの防球ネット柱、高さ18メートルと同様に、柱の支持力向上を図るために鋼管ぐいを

用いる計画です。

図面左側上段の姿図は投光器、下段の姿図は点灯時間の管理を行うプレーイングタイマーになります。

工期につきましては令和7年3月31日までとしておりますが、さきの議案第3号と同様に、受注者と協議した上で工期延長の変更契約を行い、工事の進捗を図りたいと考えております。令和8年4月のグラウンド供用開始に向けて、事故がないよう十分に安全管理を行いながら早期完成を目指して進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽杉並木公園拡張（防球ネット・照明塔他）整備工事の指名業者及び入札結果について御説明申し上げます。

参考資料の最後のページ、指名入札業者一覧をお開きください。

本件につきましては、菊陽杉並木公園内のグラウンドの防球ネット及び照明塔の整備工事で、業種は建築一式工事となります。工事内容と設計金額から、令和6年12月17日の指名審査会の審議を経まして、町内に本店または支店等を有する業者で熊本県の格付ランクA2以上を有する6社を指名しました。指名競争入札は1月16日に執行し、指名した業者名及び税抜きの入札価格は一覧のとおりですが、この中で最も低い価格で入札のあった1番目の株式会社アスク工業を落札者と決定しました。

なお、税込みの予定価格2億9,711万円に対しまして落札価格は2億9,205万円で、落札率は98.30%という結果でありました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢野議員。

○6番（矢野厚子議員） お尋ねしたいんですけども、ここ場所は吹きさらしのところなんですけれども、どのくらいの強風がネットに当たることまでを想定されてるのかを教えてください。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 設計に対する基準風速というのがございまして、その風速が毎秒当たり32メートルの設計基準風速にもつような構造になってるところでございます。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第5号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事）

○議長（福島知雄議員） 日程第11、議案第5号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 議案第5号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

- 1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事。
- 2、契約の方法、条件付一般競争入札。
- 3、契約金額、1億637万円。
- 4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字辛川2172番地、北陽・武藤特定建設工事共同企業体、代表者、北陽建設株式会社代表取締役島田孝でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

参考資料の2ページの図面を御覧ください。図面は、本工事の計画平面図になります。着色箇所が本工事の工事箇所になります。主な工事概要は、図面右上に記載しております。また、図面に番号表示を行い、引き出し線などにより工事箇所を示しております。グラウンドの全体面積は、約1万8,600平方メートルで計画しております。

①土系舗装工（面積約8,800平方メートル）、表層工（混同土、厚み10センチメートル）、路盤工（再生クラッシャーラン、厚み10センチメートル）。②天然芝舗装工（面積約8,600平方メートル）、張り芝工（高麗芝、厚み2センチメートル）、芝床工（真砂土、厚み10センチメートル）、路盤工（再生クラッシャーラン、厚み8センチメートル）。③グラウンド附帯工

一式などの整備を行う工事でございます。

図面に黒色の破線で示しております南北方向Aの断面、東西方向Bの断面につきましては、次の3ページ、4ページで御説明します。

次の3ページの図面を御覧ください。図面は、南北方向Aの断面図になります。上段右側が北側になります。青色で示しておりますのは前工事による竣工、黒色で示しておりますのは別途工事による施工分、赤色で示しておりますのが今回工事の計画となります。グラウンドの南北方向の長さは、上部に青枠囲みのとおり、約155メートルで計画しております。①土系舗装工及び②天然芝舗装工の構成につきましては、図面下の詳細図のとおりで計画しております。

次の4ページの図面を御覧ください。図面は、東西方向Bの断面図になります。上段右側が東側になります。赤色で示しておりますのが今回工事の計画となります。グラウンドの東西方向の長さは、上部に青枠囲みのとおり、約120メートル。舗装工の構成につきましては、さきの3ページと同様になります。

工期につきましては令和7年3月31日までとしておりますが、さきの議案第3号と同様に、受注者と協議した上で工期延長の変更契約を行い、工事の進捗を図りたいと考えております。事故がないように十分安全管理を行いながら、早期完成目指して進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽杉並木公園拡張（グラウンド舗装他）整備工事の入札結果等について説明いたします。

参考資料の最後から2枚目のページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、設計金額及び工事内容などから、入札の方式を開札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査型の条件付一般競争入札とし、令和6年12月17日の審査会を経て条件を決定し、12月19日に公告しております。

初めに、総括事項ですが、件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が1億751万8,400円、税込みの落札価格が1億637万円で、落札率が98.93%となっております。

続いて、条件ですが、共同企業体の構成員数については2者もしくは3者としました。次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員どちらも菊陽町内に主たる営業所を有することとしました。次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その他の構成員が菊陽町の土木一式格付ランクBもしくはCを有することとしました。次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要な舗装工事業の許可業者を1者以上含むこととしました。次のページを御覧ください。次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、舗装工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了

証を有する者を配置することとしました。

その結果、5 共同企業体から入札参加がありました。

最後に、入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札は1月16日に執行し、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目の北陽・武藤特定建設工事共同企業体について1月20日に資格審査を実施し、落札者と決定しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第5号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第12 議案第6号 工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事）**

○議長（福島知雄議員） 日程第12、議案第6号工事請負契約の締結について（菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事）を議題とします。

施設整備課長、説明を求めます。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 議案第6号工事請負契約の締結について御説明いたします。

菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容を御説明いたします。

1、契約の目的、菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事。

2、契約の方法、条件付一般競争入札。

3、契約金額、1億6,225万円。

4、契約の相手方、熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼16番地10、アスク・佐藤特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社アスク工業代表取締役上村信敏でございます。

次に、工事の内容を御説明いたします。

参考資料の2ページの図面を御覧ください。図面は、本工事の計画平面図になります。着色箇所が本工事の工事箇所になります。主な工事概要は、図面右上に記載しております。また、図面に番号表示を行い、引き出し線により工事箇所を示しております。駐車場面積は約9,400平方メートル、駐車台数は障害者など用駐車場6台、普通車289台、合計295台、園路面積は約8,700平方メートルで計画しております。

園路広場整備工、①アスファルト舗装工（再生アスファルト合材、厚み5センチメートル）面積1万8,078平方メートル、②路盤工（再生クラッシャーラン、厚み15センチメートル）、面積はアスファルト舗装工面積と同一です。③区画線工（実線、ゼブラ、記号、文字）延長6,413メートル、④駐車場照明（ポール式LED照明、設置高さ5メートル）15基。管理施設整備工、⑤メッシュフェンス（柵高1.5メートル）延長510メートル、⑥門扉（幅4メートル、柵高1.5メートル）1基、車止めポスト（鍵付上下式、高さ0.69メートル）70基、張りコンクリート工（厚み7センチメートル）面積722平方メートル。植栽工、⑨張り芝工（高麗芝）面積3,165平方メートル、⑩防草シート工、面積1,297平方メートル、⑪低木植栽（ツツジ、60センチ未満）280本などの整備を行う工事でございます。アスファルト舗装工の構成につきましては、図面右下の詳細図のとおりで計画しております。

図面に黒色の破線で示しております南北方向のAの断面、東西方向Bの断面につきましては、次の3ページ、4ページで御説明します。

次の3ページの図面を御覧ください。図面は、南北方向Aの断面図になります。上段右側が北側になります。青色で示しておりますのは前工事による竣工、黒色で示しておりますのは別途契約工事分、赤色で示しておりますのが今回工事の計画となります。

上段を御覧ください。町道十一軒下堀川線と駐車場の間には、前工事により土水路を整備しております。今回工事にて、水路を挟み両側に植栽帯を設け、⑩防草シートを敷設の上、⑪低木を植樹する計画です。

中段を御覧ください。右側に赤文字で示しております駐車場の南北方向の長さは、上部に青枠囲みのとおり、約61メートル。南側に幅員4メートルの園路を計画しております。アスファルト舗装工の構成につきましては、引き出し線に示したとおりで計画しております。

下段を御覧ください。アーバンスポーツエリアの南側には幅員4メートルの園路を整備し、さらには令和7年4月供用開始予定のテニスコートの西側及び多目的広場の北側を走る外周園路と接続させる幅員6メートルの園路を整備する計画としております。

次の4ページの図面を御覧ください。図面は、東西方向の断面図になります。図面上段右側

が東側になります。赤色で示しておりますのが今回工事の計画となります。

上段を御覧ください。既存スポーツ広場のハス池との一体性を図るため、⑨張り芝を植生し、グラウンドの東側に幅員4メートルの園路、西側には幅員14メートルの園路、アーバンスポーツエリアの西側に幅員4メートルの園路の整備を計画しております。調整池への立入り防止策として、池周囲に⑤メッシュフェンスの整備などを計画しております。柵高は図面に記載のとおりです。

工期につきましては令和7年3月31日までとしておりますが、さきの議案第3号と同様に、受注者と協議した上で工期延長の変更契約を行い、工事進捗を図りたいと考えております。事故がないように十分安全管理を行いながら進めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 財政課長、指名業者について説明を求めます。

○財政課長（澤田一臣さん） それでは、菊陽杉並木公園拡張（駐車場・園路舗装他）整備工事の入札結果等について説明いたします。

参考資料の最後から2枚目のページ、条件付一般競争入札概要をお開きください。

本件につきましては、設計金額及び工事内容などから、入札の方式を開札後に落札候補者の資格審査を行う事後審査型の条件付一般競争入札とし、令和6年12月17日の審査会を経て条件を決定し、12月19日に公告しております。

初めに、総括事項ですが、件名、場所については御覧のとおりですが、税込みの予定価格が1億6,511万9,900円、税込みの落札価格が1億6,225万円で、落札率が98.26%となっております。

続いて、条件ですが、共同企業体の構成員数については2者もしくは3者としました。次に、資格要件の営業所の所在地につきましては、代表構成員及びその他の構成員どちらも菊陽町内に主たる営業所を有することとしました。次の格付等級については、代表構成員が菊陽町の土木一式格付ランクAを有すること、その他の構成員が菊陽町の土木一式格付ランクBもしくはCを有することとしました。次の建設業許可必要業種区分については、工事に必要な舗装工事業の許可業者を1者以上含むこととしました。次のページを御覧ください。次の配置予定技術者に関する事項については、どちらも土木一式工事において主任技術者または現場代理人としての施工経験を有し、土木一式工事、舗装工事のいずれかに関し主任技術者となる資格を有することとし、3か月以上の雇用関係にある者としました。また、代表構成員については、下請代金の合計額が4,500万円以上となる場合は監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置することとしました。

その結果、5共同企業体から入札参加がありました。

最後に、入札結果ですが、条件付一般競争入札の開札は1月16日に執行し、入札に参加した共同企業体名及び税抜きの入札価格は入札結果のとおりですが、最低の価格で入札のあった1番目のアスク・佐藤特定建設工事共同企業体について1月20日に資格審査を実施し、落札者と



決定しました。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（福島知雄議員） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 駐車場の台数についてお尋ねいたします。

資料の2ページの平面計画図を見てもらうと、今回の駐車場はアーバン広場の北側ですね。それと、真ん中にメインの道路が入っております、進入路、それから退出路が。今回のこの駐車場を主に使用するの、アーバンスポーツ施設を利用しに来た人たち、それから東側の野球場ですね、町民グラウンド、ここを利用する人たち。この駐車場のスペースで足るのだろうかとは思うんですけど、どれぐらいの駐車台数を想定されているのか。もし、駐車場が足りない場合は、総合体育館もありますけど、それから「さんふれあ」の西側もありますけど、どのように不足分を補うのを予定しているのか。

以上をお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 通常、常時といいますか、常時の利用につきましては今考えている295台で賄えるというふうに考えているところでございます。あと、大会とかイベントとか、その辺を開催するに当たっては、体育館を含め、公園全体を含めた中での利用を現在のところ考えるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに。

布田議員。

○11番（布田 悟議員） 295台ということですけど、不足分は総合体育館等を利用すると。

総合体育館等を利用した場合、あと何台ぐらいは利用できるのか、駐車できるのか。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 杉並木公園と総合体育館、図書館まで含めると、普通車で約1,200台、身障者、軽自動車、大型、中型含めると約1,280台が駐車可能ということで、大会等とかイベント時には全体の施設を見据えながら考えていきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

中岡議員。

○10番（中岡敏博議員） 同じような質問をしますけれども、2ページの図面を見させていただきました。全国大会とか世界大会を計画したり、いろんなところで利用されると思うんです

が、私もスポーツをしとって、考え方によっては、高校、中学、大型バスを所有しております。また、貸切りバスとか、イベント、行事によっては大型車両が入ると思うんですけども、総合体育館においては大型車両専用のエリアをゾーニングでされてると思うんですけども、この部分では貸切りバス、大型バス、高校が持つて大型の車両専用のエリアというのは設けなかった、考えなかったのかお尋ねいたします。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） 今回のアーバンスポーツ施設につきましては、先ほどから申し上げておりますとおり、施設全体を見据えた中でのイベント等を考えてるという中で、体育館、公園等含めて、大型車につきましては30台、中型車が約30台、60台分が確保できてるという中で、今回は普通車、障害者用を優先的にレイアウト、配置したというところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

上田議員。

○15番（上田茂政議員） 台数の件について少し、280の中に障害者のは6台だったですかね。

これを少し、どういう形で6台になったのかお願いしたい。

○議長（福島知雄議員） 施設整備課長。

○施設整備課長（荒牧栄治さん） まず、都市公園移動等円滑化基準というものがございまして、全駐車台数が200を超える場合は、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数、それに2を加えた数以上の車椅子使用者が利用できる駐車施設を設けなければならないというふうになっております。計算上は5台という形になりますが、このたびは6台を確保しているというところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ございませんか。

坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） すいません、1点だけ。スケートボードとかは、長期に3日、4日滞在して練習ないし合宿等を行う場合があるかもしれませんね。その場合、キャンピングカーとか利用される方々がおられると思いますが、その対応はどう対応するのか。

○議長（福島知雄議員） 政策監。

○総務課政策監（宗像雄矢さん） 今、恐らく、スケートボードあたりで3日、4日ここの施設で練習したいといったようなことを想定しての御質問だと思います。全国のそういった施設の事例を見ますと、確かに車で、キャンピングカーなどで練習に行って、そこで車中泊をされるような例も聞いております。今回、この施設も全国大会誘致とか合宿誘致を目指していきたいということで考えておりますので、駐車場で、具体でいいますと車中泊を許可するのかといったようなところは、今後引き続き運営管理を検討していく中で議論していきたいと、考えていき

たいと思っておるところでございます。

以上です。

○議長（福島知雄議員） 坂本議員。

○17番（坂本秀則議員） 我々が政務活動費を使って、有志の方4名で恵庭市に研修に行ったんですね。そこでは、道の駅と社会福祉協議会との施設がありまして、キャンピングカー用の洗濯機や休憩所等を設置してあったんですね。今後、「さんふれあ」等でそんなランドリーみたいな施設等も整備していく必要もあると思うんですね。その辺も一緒に協議していくのか、私はすべきだと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（福島知雄議員） 小牧副町長。

○副町長（小牧裕明さん） 今、副議長から申し上げられたことも想定されると思います。それ以外にも、この施設ができたことによって、こういう利便施設が要るんじゃないかとか、こういう機能を考えたほうがいいんじゃないかというのはもっと出てくると思います。これについては、今回議決いただきました指定管理者制度を設けることによって、より民間の目線で、この施設をどう活用したほうがいいのかというようなアイデアをもらいながら、これから想定できるものについてはしっかりと議論をしながら、令和8年4月のオープン、また令和8年4月には間に合わないかもしれませんが、オープンしてからの状況も踏まえながらしっかりと対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第6号について賛成、反対のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより表決〕

○議長（福島知雄議員） 押し間違い、押し忘れございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（福島知雄議員） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

賛成多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第1回菊陽町議会臨時会を閉会します。

お疲れさんでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時22分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

令和 年 月 日

菊陽町議会議長 福 島 知 雄

菊陽町議会議員 佐 藤 竜 巳

菊陽町議会議員 甲 斐 榮 治

菊 陽 町 議 会 会 議 録
令和 7 年 第 1 回 2 月 臨 時 会

令和 7 年 2 月 発 行

発行人 菊 陽 町 議 会 議 長 福 島 知 雄
編集人 菊陽町議会事務局長 内 藤 優 誠
印 刷 株式会社 きょうせい九州支社
電 話 (092) 831-0700 (代表)

菊 陽 町 議 会 事 務 局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800
電 話 (代) (096) 232-2111
議会事務局 TEL (096) 232-4919